

義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める  
意見書提出に関する請願

1 趣 旨

文部科学省が2016年に全国の小中学校を対象に実施した教員勤務実態調査の結果、前回調査（2006年）より一層時間外勤務が増大し、教職員の働き方がますます深刻な事態となっていることが明らかになった。

教職員の長時間過密労働は、子供と向き合う時間を削り、肉体的にも精神的にも教職員を追い詰め、子供たちの教育に専念することを困難にしている。「教材研究ができず、子供たちに申し訳ない」「明日の授業準備さえままならない」などの悲痛な声が学校にあふれている。今や長時間過密労働は、教職員の労働問題や健康問題にとどまらず、教育の質を確保し向上させるという課題にも影響を及ぼしている。

深刻さを増す長時間過密労働の背景には、全国学力・学習状況調査等を中心にした過度な競争主義や、改訂学習指導要領の押しつけによる管理・統制などがある。教職員の命と健康を守り、長時間過密労働を解消するとともに、子供たちに行き届いた教育を実現するために、抜本的な教職員の定数改善が求められている。市区町村教育長の97%が定数改善を求めているとの報道もあり、校長会などからも定数改善を求める声が出ている。

また、産育休・病休代替や加配教職員が見つからず、「教育に穴があく」と言われる教職員の未配置問題が全国各地に広がっている。その要因として、都道府県教育委員会が、正規採用ではなく、臨時・非常勤教職員による安上がりの配置を行うことを可能とした、「総額裁量制」や「定数くずし」などの国の制度がある。標準法改正で教職員定数をふやすことと、正規採用による教職員増を進めることが必要である。

2017年に義務標準法が一部改正され、通級指導や日本語指導などの基礎定数化が始まった。こうした動きを契機に、教職員定数の標準を抜本的に改正することが必要である。以上の趣旨に沿って、下記事項について意見書を提出するよう請願する。

記

- (1) 国の責任で、教職員定数増を進めること。
- (2) 義務及び高校標準法を改正し、教職員定数改善計画を策定すること。

2 提 出 者

福井県高等学校教職員組合  
執行委員長 松川 徹

3 紹 介 議 員

細川かをり

4 受理年月日

平成30年6月15日